

1 厚木基地の整理・縮小・返還について

超過密化した市街地に所在する他に類例のない厚木基地は、その運用により多種多様の問題を引き起こし、日夜市民に与える有形無形の被害は計り知れないものがある。こうした状況から、周囲を住宅で囲まれた超過密化の中の基地は移転すべきであり、基地機能の整理、縮小を推進し、早期返還をされたい。

特に、次に掲げる恒常的使用のされていない施設等の即時返還を実現されたい。

なお、(1)の地区については、「再編実施のための日米ロードマップ」に2014(平成26)年までとされている空母艦載機の移駐に合わせ返還されたい。

また、(2)及び(3)の施設については、返還までの間、市民が利用できるよう対応を図られたい。

(1) 西門南側地区(50,000㎡)

市内交通の混雑緩和と、将来の(仮称)綾瀬インターチェンジ設置による交通量の増加の対策として、西門から入って主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線へ抜ける周辺道路として整備をし、市民の利便性に寄与する。

(2) ピクニック・エリア(60,000㎡)

かねてから強く要望しているとおり、厚生施設等を建設し市民の健康増進を図る。

(3) ゴルフ場地区(390,000㎡)

市民のスポーツ、レクリエーションの場とすることにより、高齢化社会への対応も含めた、市民生活の向上を図る。

1 について

厚木飛行場は、米海軍や海上自衛隊が使用している重要な防衛施設であり、これに代わり得る飛行場を確保することは極めて厳しい状況にあることから、同飛行場の移設及び返還は困難であると考えている。

貴市が市内交通の混雑緩和及び将来の（仮称）綾瀬インターチェンジ設置による交通量の増加に向けた道路整備を検討されていることは承知しているが、ご指摘の西門南側地区については、現在、住宅地区として使用していること、また、ピクニックエリア及びゴルフ場地区については、現在米側が福利厚生施設として使用していることから、その返還等は困難であることを御理解願いたい。

いずれにしても、平成18年5月の日米安全保障協議委員会において承認された、「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を踏まえた同飛行場の今後の使用実態や貴市からの御要望も踏まえ、今後、一部土地の返還等の可能性について検討してまいりたい。

2 在日米軍再編協議の最終合意事項の早期・着実な実施について

日米安全保障協議委員会において最終合意された厚木基地に関する事項については、早期実現に向け、実施時期の前倒しも念頭に入れ、着実に行動されたい。

(1) 空母艦載機移駐の早期・着実な実施について

空母艦載機移駐の早期かつ着実な実施を求めるとともに、移駐の条件とされる「必要な施設」や、「訓練空域及びレーダー進入管制空域の調整」の進捗状況を明らかにされたい。

また、空母艦載機の移駐後の厚木基地の運用面等についても、速やかに明らかにされたい。

(2) 恒常的訓練施設の確保について

恒常的訓練施設については、昨年6月の日米安全保障協議委員会において、検討対象があがったものの、依然として選定に至っておりません。一刻も早く選定するとともに、明確な情報を提供されたい。

2 (1) について

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等については、ロードマップにおいて、平成26年までに完了することとされているところである。今後とも、地元の御理解をいただきながら進めてまいり所存である。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設整備については、現在、格納庫や駐機場の工事等を着実に進めているところである。

また、同移駐に伴い必要となる家族住宅を建設するための用地（愛宕山用地）についても、現在、調査等を実施しているところである。

空母艦載機の移駐等に伴う訓練空域及びレーダー進入管制空域の調整については、米軍、自衛隊及び民間航空機の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、現在も日米間で協議中であり、その内容についてお答えできる段階にないことを御理解願いたい。

空母艦載機移駐後の厚木飛行場の運用面等については、今後、適時適切に情報提供してまいりたい。

2 (2) について

恒常的訓練施設の選定については、現在、当省において、南西地域における防衛体制の充実のための自衛隊施設を整備するとともに、その施設において空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することについて検討を進めているところである。

施設の整備場所については、「馬毛島」は、その地理的要因等から検討の対象と考えている。

FCLP施設の選定は、我が国の安全保障上の重要な課題であると認識しており、出来るだけ早期に実現できるよう、地元の御意見に十分配慮しつつ、検討を進め、また、情報提供に関しては、今後、一定の方向性が見えた段階で、適切に対処してまいりたい。

(3) 自衛隊機の移駐について

再編に伴い、自衛隊機が厚木基地に移駐するとされておりますが、移駐に当たっては新規施設を整備することなく既存の施設で対応するとともに、その時期及び内容を速やかに明らかにされたい。

3 騒音対策について

(1) NLPは、平成19年6月以降厚木基地で行われていなかったが、本年5月22日から24日までの3日間、中止要請にも係わらず厚木基地で行われ、夜遅くまで続いた訓練による激しい騒音は市民に耐え難い苦痛を与え、非常に多くの苦情が寄せられた。

また、硫黄島で実施されるNLPにおいても、悪天候時等の予備の施設として引き続き厚木基地等の使用が通告がされており、NLPが実施される可能性があることに市民は不安を感じている。

よって、いかなる理由があっても厚木基地での離着陸訓練を行わないようにされたい。

(2) NLP前後には激しい騒音を伴う訓練が繰り返され、市民からの苦情が増大している。こうした訓練も硫黄島で実施し、厚木基地では絶対に行わないようにされたい。

また、最低限、事前に飛行実施についての情報を公開するなど、市民へ十分な説明をされたい。

2 (3) について

空母艦載機の移駐後の厚木飛行場の使用については、現在、移駐後における米軍及び自衛隊の運用や施設の所要等について日米間で協議を行っているところであり、現時点において、その内容についてお答えできる段階にないことを御理解願いたい。

3 (1) について

今回の訓練に伴う空母艦載機による騒音については、当省及び関係地方公共団体に対し、多数の苦情が寄せられるなど、厚木飛行場周辺の住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識している。

他方、米空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、日米安保条約の目的達成のため、空母艦載機のパイロットの練度の維持を図り、即応性を確保するとの観点から必要な訓練であることを御理解願いたい。

いずれにしても、当局としては、今後とも、米側に対し、FCLPについては、できる限り硫黄島で実施するよう求めてまいりたい。

3 (2) について

厚木飛行場における米軍の飛行活動は、米軍パイロットの練度維持等のため必要不可欠なものであるが、他方、航空機騒音は、周辺住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識しており、当局としては、今後とも、米側に対し、同飛行場周辺の住民の方々に対する騒音の影響をできる限り軽減するよう求めてまいりたい。

また、基本的に米軍の訓練に関しては、運用に係る問題であり、当省が訓練情報を事前に入手することは困難であることを御理解願いたい。

平成24年度要望

(3) 本年5月のNLP終了後も、艦載機による深夜の飛行が行われている。深夜の騒音は、市民に計り知れない苦痛を与えるものであり、絶対に容認できないことから、「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」（昭和38年9月19日、日米合同委員会合意事項）の取り決めである22時以降は、いかなる理由があっても飛行を行わないことを厳守されたい。

(4) 空母の横須賀港滞在中に繰り返される艦載機の離着陸に伴う騒音により、市民は精神的、肉体的苦痛を強いられている。
従って、横須賀港を空母の母港として使用しないようにされたい。

3 (3) について

厚木飛行場に係る騒音規制措置においては、「22時から翌朝6時までの間、厚木海軍飛行場におけるすべての活動（飛行及びグラウンド・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上で緊要とみられる場合を除き、禁止される」旨合意されており、米軍航空機は、当該規制措置に基づき、飛行を実施しているものと認識している。

厚木飛行場における米軍の飛行活動は、米軍パイロットの練度維持等のため必要不可欠なものであるが、他方、航空機騒音は、周辺住民の方々にとって多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識しているところである。

このようなことから、当省としては、累次の機会に、厚木飛行場における騒音規制措置に従い、航空機による騒音の影響をできる限り軽減するよう米側に申入れを行ってきているところであるが、今後とも、米側に対し、同騒音規制措置を遵守し、周辺住民の方々に対する騒音の影響を最小限とするよう配慮を求めてまいりたい。

3 (4) について

米空母の横須賀への展開は、我が国の安全及び極東の平和と安全の維持に寄与するものであることを御理解願いたい。

他方、米軍機による厚木飛行場周辺の航空機騒音は、周辺住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識しており、当省としては、ロードマップに従い、空母艦載機の岩国飛行場への移駐について着実に実施していく考えである。

いずれにせよ、当局としては、米軍に対し、引き続き周辺住民の方々への航空機騒音の影響に可能な限り配慮することを要請するとともに、住宅防音工事等の各種周辺対策に努めてまいりたい。

平成24年度要望

- (5) 基地周辺地域において、ヘリコプターが長時間にわたり同一ルートを繰り返し飛行し、その振動と騒音は、市民に大きな精神的苦痛と不安を与えており、苦情も多く寄せられている。よって、ヘリコプターの飛行訓練については、米軍に提供されている基地の上空に限定して実施し、継続的な旋回飛行を行わないようにされたい。

3 (5) について

米軍機による厚木飛行場周辺の航空機騒音については、周辺住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識しており、米側に対し、周辺住民の方々からの航空機騒音に係る苦情を伝えつつ、同住民の方々への航空機騒音の影響に可能な限り配慮するよう要請してきているところである。

御要請の件について、米側からは、飛行場の上空のみで飛行を行うことは、その他の航空機が進入することがあるため、安全上から行うことは困難との説明を受けており、非常に難しい面があるものの、当局としては、引き続き、米側に対し、へりの運用が周辺地域に与える影響をできる限り軽減するよう種々の配慮を求めてまいりたい。

平成24年度要望

(6) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」について、都市化が進み、過密化した本市の現状は、もはや合意当時とは大きく状況が異なっている。

また、この間の騒音は、三次にわたる厚木基地騒音訴訟の判決をみても市民の受忍限度を超えたものであり、本軽減措置は、騒音問題の緩和策として不十分なものとなっていることから、全面的な見直しが必要である。

よって、特に次の事項について早急に改正及び徹底されたい。

- ア 市民が憩いの時間帯を静穏に過ごすため、飛行活動に関する時間制限を18時から翌朝8時までの間に改めること。
- イ 市民の大切な休息を妨げることはないよう、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始の飛行活動は禁止すること。
- ウ 児童・生徒の成長に大きな影響を及ぼす学校行事や入学試験時期などのほか、市民行事が行われる日の飛行活動は禁止する。特に、小中学校の入学式や卒業式など重要行事については、一切の飛行を自粛すること。
- エ 騒音の増大に繋がる編隊飛行、編隊離陸、連続発進を禁止すること。
- オ デモンストレーション飛行は、既に行われなことが決定されていることから、「ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションはその限りでない。」との例外規定を削除すること。
- カ 18時から翌朝8時とされているジェットエンジンの試運転禁止時間を厳守すること。
- キ 大きな騒音を伴うエンジンテスト等は必ず消音器を使って行うこと。
- ク 軽減措置で規定されている、厚木海軍飛行場が定めたヘリコプターの発着ルートを明らかにすること。
- ケ 軽減措置で規定されている「騒音抑制に関するすべての様相」について、広報活動を積極的に行うこと。
- コ 軽減措置で規定されている「過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数」について明らかにすること。

3 (6) について

米軍機による厚木飛行場周辺の航空機騒音は、周辺住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、非常に深刻な問題であると認識しており、当省の最も重要な課題の一つとして認識している。

他方、現在の航空機騒音規制措置は、周辺住民の方々への負担をできるだけ少なくすること、米軍の運用上の必要性をどう満たすかということの二つの課題について、日米両政府が最大限努力した結果を取りまとめたものであることを御理解願いたい。

当省としては、米軍による騒音規制措置に沿った運用がなされていると認識しているところであるが、累次の機会に米軍に対し、運用上やむを得ない場合でも、周辺住民の方々への影響が最小限となるよう配慮されたい旨要請しており、飛行に際しては、土・日曜日を始め、国民の祝日、盆、年末年始、入学試験等地元の年間行事に配慮するよう、機会あるごとに要請している。

騒音規制措置においては、ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートで飛行する旨日米合意されており、米軍は、緊急の場合を除き、当該ルートを飛行しているものと承知している。米軍は、訓練等の詳細について、運用上の理由から公にできないとの立場であると承知しているが、ヘリコプターの飛行ルートについては、引き続き、米軍に確認してまいりたい。

騒音抑制に係る広報活動については、例えば、米軍が艦載機着陸訓練を硫黄島で実施することについて、日米双方が広報活動をするなどの取り組みを行っている。

厚木飛行場を利用する航空機に係る離着陸回数については、該当する統計資料を作成していない。

しかしながら、防衛省・自衛隊は、厚木飛行場の管制業務を行っていることから、同飛行場を利用する航空機に係る管制回数については承知している。

管制回数は、離着陸回数とは必ずしも一致するものではないが、参考までに同飛行場における平成23年度の管制回数は以下のとおりである。

- (7) 航空機騒音の音源対策については、環境基準を遵守するよう努力するとともに、地上音対策として、防音林、消音器及び遮音壁等の整備をさらに充実させ、周辺市民の生活環境の保全を図られたい。

回 答

平成23年	4月：3, 914回 (1, 591回)	
	5月：4, 264回 (2, 203回)	
	6月：3, 535回 (1, 244回)	
	7月：2, 303回 (491回)	
	8月：2, 476回 (869回)	
	9月：3, 343回 (1, 498回)	
	10月：2, 859回 (609回)	
	11月：2, 971回 (1, 284回)	
	12月：3, 526回 (2, 096回)	
	平成24年	1月：3, 593回 (2, 230回)
		2月：4, 350回 (2, 422回)
		3月：3, 792回 (1, 863回)

※ () 内は米軍機等に係る管制回数で内数

(参考) 「管制回数」とは、飛行場に離着陸する航空機及び飛行場近傍を通過する航空機などに対して、管制上対応した回数である。

いずれにしても当省としては、今後とも米軍に対し、周辺住民の方々への騒音の影響を軽減するため、あらゆる配慮を払うよう要請してまいりたい。

3 (7) について

厚木飛行場における地上音対策について、当省としては、航空機騒音が周辺住民の方々に与える影響の大きさにかんがみ、騒音規制措置の一環としてエンジンテスト用の消音装置を2基整備するなど努力してきているところであり、今後も周辺住民の方々の生活環境の保全に努力してまいりたい。

同飛行場周辺においては、航空機の騒音等が周辺住民の方々に及ぼす影響の緩和措置として、これまで緑地帯の整備等を実施している。

なお、同飛行場における航空機騒音問題は、米軍においてもその軽減のために、土・日曜日を始め、国民の祝日、盆、年末年始、入学試験等地元の年間行事に配慮するなど努力してきているものと承知している。

4 市民の安全対策について

(1) 本年2月に発生した空母艦載機からの部品落下事故は、一つ間違えば大惨事となる重大な事故である。また、事故機については事故原因が公表されないまま飛行を再開するなど、市民の不安感が増し、市民生活に与える影響は重大なものがある。

よって、今後こうした事故が起きることがないように、航空機の十分な整備、点検やパイロットの安全教育はもちろんのこと、飛行方法等の再検討を行うなど、再発防止と徹底した安全対策を講じられたい。

また、事故が起きた場合は、速やかに情報提供と事故原因の究明を行い、安全対策が確立されるまでの間、飛行は停止されたい。なお、被害者に対する補償については国が責任を持って対応するとともに、事故原因及び再発防止策を速やかに公表されたい。

4 (1) について

米軍の飛行活動は、パイロットの練度維持、米軍の運用上においても必要なもので、ひいては日米安保体制の効果的運用のため欠くことのできないものである。

米軍の航空機の運用については、常に公共の安全に配慮するとともに、飛行の安全確保等のために最大限の努力をしてきているものと承知している。

当省としては、航空機の飛行の安全確保等について、機会あるごとに米軍に注意喚起してきているところであるが、本年2月8日に米軍機による部品落下事故が発生したことは、極めて遺憾である。このことから、米軍に対して、このような事故が発生したことの重大性を十分認識させ、早期の原因究明、再発防止及び安全管理の徹底を強く求めてきたところである。

さらに、2月23日に開催された日米合同委員会の場においても、日本側から米側に対し、遺憾の意を伝えるとともに6箇月以内の原因究明及び再発防止策の公表について要請した。

その後、8月15日の日米合同委員会において、公表時期の3箇月延期について申入れがなされ、日本側は、できるだけ早期に報告することを求めたところ、8月20日に米側から外務省を通じて事故調査結果等の報告がなされ、報告された情報については、8月21日に当局から神奈川県、大和市及び綾瀬市に情報提供したところである。

当省としては、米軍に対し航空機の運用に際し、地域住民の方々の安全に配慮するよう、航空機の飛行の安全確保等について引き続き働きかけてまいりたい。

なお、飛行停止について、在日米海軍司令部は、本件事故発生を踏まえ、事故発生後、事故機と同機種 of 飛行を停止させ、徹底的な点検を実施したと承知している。

万が一、米軍機の事故等によって被害が発生した場合の損害賠償については、今後とも、日米地位協定等に照らし、適切に対応してまいりたい。

平成24年度要望

(2) 米軍人等による事件事故が各地で発生し、過去には県内でも殺人事件などの凶悪犯罪も発生している。このため、厚木基地を抱える本市でも、多くの市民が不安を感じているところである。

よって、事件事故の再発防止と、綱紀粛正の徹底を図られるとともに、公務外での事件事故による被害についても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置されたい。

(3) 蓼川下流域での浸水被害の防止に向け、早急に基地内に遊水池や堰を設置するなど、流域の一部として治水対策に協力し、市民生活の安全に寄与されたい。

(4) 基地開放に際しては、駐車場を確保するとともに、周辺地域において緊急車両の通行への支障など市民生活に影響がでないよう、徹底した広報の実施や交通対策に万全の措置を講じられたい。

4 (2) について

米軍人等による事件・事故は、地域社会に及ぼす影響が大きいことから、当省は事故等の未然防止に努めることは非常に重要なことと考え、機会あるごとに、米軍に対し、綱紀粛正や隊員の教育の徹底について、申し入れを行っている。

また、米軍においても、綱紀の保持はもとより、事故が減少するよう軍関係者を教育し、責任ある行動をとるよう指導していると承知している。

公務外の事故等については、原則として加害者が賠償責任を負い当事者間の示談により解決されることとなるが、示談が困難な場合は日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得た上で支払いを行っている。

米国政府による慰謝料の額の決定にあたり、当省は、被害者から補償請求を受け、その内容を審査した結果を米国政府に送付している。

4 (3) について

御要望の蓼川下流域での浸水被害防止に係る治水対策については、提供施設整備（F I P）において、厚木飛行場内の雨水排水施設の改善を図るための基本検討を昨年度から実施しており、本年度中に了する予定である。

当該基本検討の中で貴市の要望内容を踏まえ、どのような対策が有効か検討しているところであり、早期に検討を了し、検討結果をお示ししたいと考えている。なお、本件に係る貴市の強い要望を踏まえ、少しでも早く工事ができるよう鋭意努力してまいりたい。

4 (4) について

米軍は、基地開放に際しては、パンフレット等により公共の交通機関を利用するよう広報に努力するとともに、当該基地開放日当日の周辺地域の交通対策については、米軍と地元警察との調整により措置されていると承知しているが、貴市の御要望を踏まえ、今後とも交通対策の徹底等が図られるよう、米軍に対し要請してまいりたい。

平成24年度要望

(5) 燃料貯蔵施設については、事故防止の徹底と施設の維持管理に万全の措置を講じられたい。

(6) 昨年度もゴルフボールの飛び出し事故が発生しており、市民が所有する車両や家屋を直撃する等の深刻な被害を被っている。

国においては、事故が頻発している2番、3番及び7番ホールについて、本年度、防球ネットの嵩上げを施工するが、今後も、飛び出し事故が皆無となるよう、万全を図られたい。

(7) 厚木基地に設置されている屋外放送設備の運用に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう十分配慮されたい。

4 (5) について

燃料貯蔵施設については、事故防止及び防災上の観点から、米軍は適切な維持管理に努めているものと承知している。

当省としても、米軍に対し、安全対策及び維持管理について万全を期すよう今後とも要請してまいりたい。

4 (6) について

ゴルフボール飛び出しについては重大な問題と受け止め、周辺住民の安心・安全を確保するための安全対策施設として、平成25年3月末の完成に向けて、防球ネット嵩上げ工事を実施しているところである。

当該工事が完了するまでの間も、当局としては、ゴルフボールの飛び出しがないよう、引き続き、米側に対し、より一層の注意喚起を行ってまいりたい。

4 (7) について

米側が設置した構内放送システムについて、米側からは災害時等の緊急連絡のために設置したものと聞いているが、御要請の趣旨については米軍に伝えてまいりたい。

5 住宅防音工事について

厚木基地を離着陸する航空機による騒音被害は、市内全域に及んでおり、騒音の発生源に対する抜本的な方策が講じられない以上、住宅防音工事が、航空機騒音の被害への唯一の対策であり、市民にとって最低限必要な屋内環境を保持するものである。

しかし、住宅防音工事は、対象年次が限られ、また、工事実施まで相当の期間を要している。

国においては、こうした現状を認識し、住宅防音工事の推進に積極的に取り組まれない。

- (1) 平成18年1月に、住宅防音工事対象区域の見直しが行われたが、騒音に対する苦情は市内全域から寄せられており、その内容は、苦痛や不安を強く訴えるもので、日常生活に大きな負担となっている。よって、この状況を考慮し、現在、対象区域となっていない早川、吉岡の一部地域も含め、市内全域を住宅防音工事対象区域に指定されたい。
- (2) 第一種区域の指定に係る値を、現行の75WECPNLから「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した70WECPNLに改められたい。

5 (1) について

住宅防音工事の助成については、区域（第一種区域）を指定し、当該区域に所在する住宅を対象としていることから、具体的に助成の対象となる住宅を特定するため、どこかで線引きを行わなければならないものである。

当該区域の指定に当たっては、騒音度調査の結果に基づき作成した騒音コンターをもとに、住宅の所在状況や、道路、河川等の周辺地域の状況などを考慮して行っているものであるが、他方で、できる限り騒音の状況に即した指定を行う必要があるものである。

なお、現在の騒音状況を踏まえると、貴市全体を第一種区域に指定することは困難であることを御理解願いたい。

5 (2) について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「環境整備法」という。）第4条等に基づき実施している住宅防音工事（以下「住宅防音工事」という。）については、環境基本法に基づき定められた環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」の趣旨を踏まえ、75W以上の区域において住宅防音工事を実施しているところである。

厚木飛行場においては、平成18年1月の第一種区域の見直しにともない、約11万世帯（神奈川県分約6万世帯）が新たな対象世帯となったことから、先ず75W以上の区域に所在するこれらの世帯に対する防音工事を促進させることが先決課題であると考えている。

75W未満の区域における住宅防音工事の取り扱いについては、住宅防音事業の今後の在り方に関わる課題であり、全国の飛行場における現在の第一種区域の騒音状況や進捗状況等を踏まえつつ検討してまいりたい。

平成24年度要望

(3) 建築年次にかかわらず、全住宅を対象とするよう制度改正をされたい。特に騒音が激しい85W区域内は、対象年次が平成13年9月10日までに拡大されたところであるが、早急に住宅防音工事を実施するとともに、更なる年次等の拡大をされたい。

(4) 外郭防音工事については、より大きな防音効果が期待できることから、対象区域等を拡大されたい。

5 (3) について

告示後に建設された住宅については、平成23年度までは、特に騒音の著しい平成18年1月31日に設定された85W区域内（外郭防音工事対象区域外郭線内）で、昭和61年9月11日以降、平成8年9月10日までに新たに建設された住宅を対象に防音工事を実施してきたところである。

平成24年度からは、地元からの要望を踏まえ、平成13年9月10日までに新たに建設された住宅に防音工事を実施することとしたところであり、当面は、当該対象年次における防音工事の進捗に努めることが先決であると考えているが、更なる対象年次等の拡大については、同工事の実施状況及び地元からの御要望の趣旨を踏まえ、引き続き検討しなければならないと考えている。

また、厚木飛行場周辺における住宅防音工事については、当局の周辺対策事業の重点施策の一つと考えており、所要の予算確保に努め、その促進に努めているところである。

今後とも所要の予算確保に努め、可能な限り早期に実施できるよう努力してまいりたい。

5 (4) について

当省は、地元要望等を踏まえ、平成14年度から、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅の居室全体を対象とする外郭防音工事を実施しているところである。

平成22年度からは、75W以上85W未満の区域において、住宅防音工事を初めて行う鉄筋コンクリート造系の集合住宅を新たに対象としたところである。

財政状況が厳しい中、当面は、当該区域における同工事の促進に努めることが先決であると考えており、助成対象範囲の拡大については、同工事の進捗状況等を踏まえつつ、今後検討してまいりたい。

平成24年度要望

- (5) 第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法とし、対象住宅の早期施工、全室施工を図られるとともに、防音工事施工基準の改善を早急に図りたい。

5 (5) について

「すべて第Ⅰ工法」について

住宅防音工事は、航空機騒音に係る環境基準に基づき、屋内の環境を60W以下に低減することを目的として、屋外の騒音状況に応じ、技術的に十分に検討の上定めた工法により、必要な防音工事を行うこととしている。

したがって、80W以上の区域と80W未満の区域とでは異なる工法で防音工事を実施しているところであり、御理解願いたい。

「早期施工」について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事については、平成18年1月に第一種区域の見直しを行ったところであり、住宅防音工事を希望される住宅については財政状況が厳しい中であるが、今後とも所要の予算確保に努め、早期執行に引き続き努めてまいりたい。

「全室施工」について

当省は、地元要望等を踏まえ、平成14年度から、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅の居室全体を対象とする外郭防音工事を実施しているところである。

平成22年度からは、75W以上85W未満の区域において、住宅防音工事を初めて行う鉄筋コンクリート造系の集合住宅を新たに対象としたところである。

財政状況が厳しい中、当面は、当該区域における同工事の促進に努めることが先決であると考えており、助成対象範囲の拡大については、同工事の進捗状況等を踏まえつつ、今後検討してまいりたい。

「防音工事施工基準の改善」について

防音工事施工基準の改善については、具体的な御要望を踏まえつつ、必要に応じて適切に対処してまいりたい。

平成24年度要望

(6) 住宅防音工事希望者全戸に対する工事を速やかに実施されたい。

(7) 住宅防音工事の助成に当っては、物価上昇等を反映させ自己負担が生じないよう限度額の改正をされたい。

(8) 空気調和機器の機能復旧工事については、対象としている10年以上を経過した機器の工事を早急に変更されたい。なお、CO₂排出抑制の観点からも、エネルギー効率の低い旧型品を最新の省エネ型にすることでより高い環境保全効果が期待できることから、当該機器に関する補助制度について、抜本的な改正をされたい。

また、希望届提出後、速やかに工事を実施されたい。

(9) 防音建具の機能復旧工事については、昭和60年3月31日までに工事が完了したものを対象としているが、経年変化により本来の機能を発揮していないケースが多いことから、対象年次を引上げられたい。

また、希望届提出から実施まで相当の期間を要していることから、速やかに工事を実施されたい。

(10) 事務所、事業所、店舗等についても航空機騒音により労働環境の悪化を招いているばかりでなく、事業活動にも影響を及ぼしている。よって、これらの防音工事については、当面、第二種区域内を助成対象とし、順次、第一種区域内についても対象とされたい。

5 (6) について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事については、当局の周辺対策事業の重点施策の一つと考えており、所要の予算確保に努め、その促進に努めているところである。

今後とも所要の予算確保に努め、可能な限り早期に実施できるよう努力してまいりたい。

5 (7) について

住宅防音工事の限度額については、物価上昇等を考慮し改定してきたものであるが、近年は物価等に大きな変動がないことから、改定は行っていないところであり、今後とも物価等の推移を見ながら適正に対処してまいりたい。

5 (8) について

空気調和機器の機能復旧工事については、今後とも希望状況等を踏まえ、所要の予算確保に努め、可能な限り早期に実施できるよう努力してまいりたい。

なお、平成22年度からは、経済産業省が告示している「エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」に適合する省エネ効果の高いエアコンを採用しているところである。

5 (9) について

防音建具の機能復旧工事については、今後とも希望状況等を踏まえ、所要の予算確保に努め、可能な限り早期に実施できるよう引き続き努力してまいりたい。

5 (10) について

防衛施設周辺における防音工事は、環境整備法に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象に助成しているところであり、住宅等における対策を優先する必要から、事務所等における対策については、将来の検討課題と考えている。

- (11) 地方事務費の廃止に伴う住宅防音工事の事務手続きについては、一切市民の負担とならないよう、円滑な実施に万全を期されたい。

6 防音施設の維持管理費について

現在、保育園及び小・中学校に係る防音施設の維持管理費については、一定の措置がなされ、その後、生活保護世帯も対象拡大されてはいるが、その他の公共施設及び住宅については、措置が講じられていない。

よって、市民税非課税世帯までを対象とし、以後、段階的に対象を拡大されたい。

また、太陽光発電システムの導入は、節電及びCO₂排出量の削減、さらには、住宅防音工事で設置した空気調和機器の電気料金の負担軽減にも繋がるため、同システムの設置事業を早期に制度化し、実施されたい。

5 (11) について

平成22年5月の事業仕分けの評価結果や指摘事項を踏まえ、地方事務費の制度は廃止したが、住民の方々に負担をおかけせず、円滑に事業を進める必要があると考えているところである。

このため、平成23年度からは、地方事務費制度の廃止に伴う措置として、住民の方々が行う各種書類の作成等の事務手続きについては、国又は国が委託した者がサポートすることとしたところである。

いずれにしても、これまでと同様に、住民の方々に負担をおかけしないよう努めてまいりたい。

6 について

「維持管理費について」

住宅防音工事により設置した空気調和機器の使用に伴う夏場の電気料金が生活保護世帯等の方々にとって過大な負担となっているため、当省としては、所要の屋内環境の保持を図るという観点から、生活保護世帯等に限定して、当該電気料金について予算補助により助成の措置を講じているところである。

また、防音工事を実施した義務教育施設等一部の施設については、空気調和設備の稼働により超過負担となっている電気料金等の一部を、防音事業関連維持費として予算措置により補助するなど、地元負担の軽減に努めているところである。

なお、生活保護世帯の認定基準は、全国一律であるものの、市町村民税の非課税の基準は、自治体により相違しているため、市町村民税非課税世帯を生活保護世帯と同等に取り扱うことは公平性や予算の効果的な使用の観点から、十分に検討する必要があると考えており、現時点で市町村民税非課税世帯を助成対象とすることは困難であることを御理解願いたい。

7 NHK放送受信料の助成について

航空機騒音によるテレビジョンの難視聴区域は、市の上空到場周経路が設定されているため、市内全域に及んでいるが、NHK放送受信料助成区域は市の一部地域に限定されています。

よって、助成対象区域を市内全域に拡大されたい。

8 電気通信役務料金の助成について

航空機による電話難聴区域は市内全域に及び、しばしば通話の中断を余儀なくされ、経済的にも多大な負担を強いられているとの苦情が多く寄せられている。利用頻度は個人により差異があり、利用料金に対しての助成は難しいと考えるが、定額の助成制度を講じられたい。

9 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく対策事業等について

- (1) 障害防止工事、民生安定事業等関連事業予算を増額し、申請事業の完全採択及び事業費の全額国庫負担を実現するとともに、その後の維持管理費についても特段の措置を講じられたい。

「太陽光発電システム」について

住宅への太陽光発電システムの設置助成については、同システムの適正な設置規模等を検討するため、住宅防音工事の一環として、平成15年度から平成18年度までに全国で約2,800世帯に設置し、モニタリング事業を実施したところであり、平成21年度において、同システムの設置に伴う技術的な問題点等を総合的に判断するための調査を実施したところである。

その結果、同システムの適正な設置規模等について成果を得たものの、設置に伴う技術的な問題点等があることから、同システムの設置助成の可否については、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め、総合的に検討し、判断する必要があると考えている。

7について

当該区域の見直しについては、全国に所在する飛行場等の周辺にかかる問題でもあるため、慎重に検討する必要があるとあり、引き続き、調査、研究してまいりたいと考えているところである。

8について

航空機騒音による通話障害については、電話による通信方法が多様化（携帯電話等において同社間通話の場合、無料の場合がある等）し、また、通話頻度、通話時間帯等の個別性が著しく、その障害状況及び影響の程度の把握が非常に難しいため、定額制度を含めた電話料金の助成は困難であることを御理解願いたい。

9（1）について

「予算の増額、申請事業の完全採択」について

今後とも障害の実態を踏まえ、その防止、軽減又は緩和のための施策を実施する考えであり、国の財政状況は極めて厳しい状況ではあるが、ご要望に沿えるよう、引き続き所要額の確保等に向け可能な限り努力してまいりたい。

(2) 老朽化した民生安定施設の改修工事に対する助成については、一部の施設について制度化されているが、対象の拡大や補助率の引き上げ等、制度を拡充されたい。

「事業費の全額国庫負担」について

障害防止事業については、補助の割合を原則として10分の10としているが、障害の発生が自衛隊等以外の者の行為にも帰せられる場合、又は補助に係る工事が補助事業者を利する場合には補助の割合を減じているところであり、この場合、全額を国庫負担とすることは困難であることを御理解願いたい。

また、民生安定事業についても、地方公共団体が防衛施設の設置・運用による障害の緩和に資するため、生活環境施設等の整備を行うときに、その費用の一部を補助しているものであり、全額国庫負担とすることは困難であることを御理解願いたい。

「維持管理費の助成」について

施設の維持管理費については、防音工事を実施した義務教育施設等一部の施設を対象に、空気調和設備の稼働に要する電気料金等について、その一部を防音事業関連維持事業として補助しているところである。

また、民生安定事業においては、平成22年度より、維持管理費（電気料金）の負担軽減等の観点から、太陽光発電システムの設置に係る経費を補助することとしたところである。

いずれにせよ、周辺対策の実施に当たっては、地元自治体の御意見等を十分伺うとともに、障害の実態等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

9（2）について

「対象の拡大」について

従来より民生安定施設における改修工事については、老人福祉センター、学習等供用施設、公民館及び図書館等を対象に助成してきたところであるが、地元要望等を踏まえ、平成23年度及び平成24年度に、公園、農林漁業用の研修施設等々を新たに助成の対象としたところである。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、「いわゆるソフト事業」にまで対象が拡大されたが、運用に当たっては、使い勝手が良いものとするとともに、より一層の予算の増額を図られたい。

(4) 厚木基地を離着陸する航空機の飛行状況を調査する「航跡観測システム」(沖縄の普天間基地に設置済)を設置されたい。

また、本市が実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税(基地等対策に係る財政需要)による措置ではなく、単独の補助金等として交付されたい。

「補助率の引き上げ」について

民生安定施設における改修工事の助成対象施設については、平成22年度において、耐震工事、太陽光発電システム及び飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に係る費用を補助額に加算できるよう改正したところであり、国の財政事情は極めて厳しい状況ではあるが、今後とも地元の御要望を十分に伺いつつ、検討してまいりたい。

9 (3) について

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、関係自治体からの御要望等を踏まえ、用途をより自由にして、地域が自由に使いやすくすることで効果を高めるべく、平成23年4月、従来の公共用の施設の整備に加え、いわゆるソフト事業を交付対象とする内容の法改正を行ったところである。

運用に当たっては、具体的な内容等をお聞きし、適切に対処してまいりたい。

また、同交付金の予算額の増額については、厳しい財政事情ではあるが、引き続き所要の予算の確保に努力してまいりたい。

9 (4) について

御要請の航跡観測システムの設置については、今後、当該システムの設置に係る貴市の具体的なお考えを拝聴しつつ、当局としてもその必要性について勉強してまいりたい。

また、騒音測定に要する経費の補助金の負担については、現行制度の下では困難であることを御理解願いたい。

いずれにしても、当局としては、厚木飛行場周辺における航空機騒音の実態の把握に努め、適切に対応してまいりたい。

10 基地交付金及び調整交付金の交付額の引き上げ等について

- (1) 基地交付金はこれまで3年毎に増額されているが、依然として固定資産税との格差是正には至っていないため、毎年見直しを図り固定資産税相当額を交付するよう予算を確保されたい。
- (2) 基地交付金の対象資産については、現在対象外となっている自衛隊の使用する施設及び厚木飛行場周辺において国が買い入れた土地を加え、提供財産との均衡を図られたい。
- (3) 国有財産台帳価格については、近傍類似地域の固定資産評価額との格差を是正されたい。
- (4) 基地交付金の算定に当っては、何ら補正を加えることなく国有財産台帳価格をもって対象資産とされたい。
- (5) 基地内に新たな施設を建設した場合は、早急に日米地位協定に基づく提供合意をし、速やかに国有財産台帳に記載されたい。
- (6) 大規模な施設の提供が見込まれる場合は、他市町村の交付金に影響を与えないよう、別途予算を確保されたい。
- (7) 調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置による税制上の損失について、全額補填されるよう予算を増額されたい。
- (8) 交付金を算出する際の算定方法及び分配率を具体的に明示されたい。
- (9) 硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について、新たな財源補填措置を講じられたい。
- (10) 「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第3条第2項」のいわゆる「政令控除」の規定を廃止されたい。

10 (1)、(2)、(4)、(6)～(10)について

基地交付金及び調整交付金については、総務省の所管であるが、御要望については本省を通じ総務省へお伝えしてまいりたい。

10 (3)について

国有財産台帳価格については、取得時は、国有財産法施行令第21条に基づき取得価格で登録され、台帳価格の改定は、同法施行令第23条に基づき、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により改定しているものと承知している。

10 (5)について

御要望の点については、今後とも速やかな処理に努力してまいりたい。

1 1 第二種区域指定に伴う財源補填・適正な維持管理について

平成18年1月の対象区域見直しにより、新たに市街化区域の中に第二種区域に指定された地域が増え、移転者も増加している。

こうした状況は今後も続くことが予想され、本市のまちづくりへの大きな阻害要因となっている。

よって、当該区域における固定資産評価額の下落及び移転に伴う市税等の減収に対する財源補填措置を講じるとともに、同区域内に点在する移転跡地については、特に適正な維持管理を行われたい。

また、無償使用許可を行う場合の用途の範囲については、「周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて」（平成15年1月17日防衛施設庁長官通達）の用途の範囲に定められているが、地元住民の要望を考慮し、柔軟に対応されたい。

11について

厚木飛行場については、航空機の騒音状況等を踏まえ、平成18年1月に騒音の実態に即した見直しを行ったところ、貴市における第二種区域が拡大したところである。

新たな第二種区域指定に伴う市税等の減収に対する財源補填については、現行制度の下では困難であるが、当局としては、第二種区域において、厚木航空基地周辺まちづくり事業への支援等といった周辺対策事業を行っているところである。

また、同区域内に点在する移転跡地（いわゆる周辺財産）については、雑草繁茂を防ぐため、除草工事等を行うとともに、ごみの不法投棄等を防止するため、巡回やフェンス等の設置を行い、適正な維持管理に努めているところである。

無償使用許可を行う場合の用途の範囲の拡大については、現時点では困難であるが、今後とも関係機関と調整してまいりたい。

今後とも、厳しい財政事情ではあるが、周辺地域住民の方々への御負担をできる限り軽減できるよう、適切な周辺対策事業の実施・充実に努めてまいりたい。